

国地契第21号
平成18年5月24日

各地方整備局長 あて

官房長

「一般競争入札方式の実施について」等の一部改正について

地方整備局発注工事からの暴力団関係者の排除については、指名基準の運用基準においてこれを明記するなど従来からその徹底を図っているところであるが、一般競争入札方式の拡大を踏まえ、一般競争からの排除の徹底を図ることとし、「一般競争入札方式の実施について」（平成6年6月21日付け建設省厚発第260号）等の一部を下記のように改正することとしたので、通知する。

記

（一般競争入札方式の実施についての一部改正）

第1 「一般競争入札方式の実施について」（平成6年6月21日付け建設省厚発第260号）の一部を次のように改正する。

記3(1)中⑧の次に次のように加える。

⑨ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

記10(1)中「⑧」を「⑨」に改める。

別添1の2中(8)の次に次のように加える。

(9) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

別添2の4. 中(8)の次に次のように加える。

(9) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

別添2の7. (1)中「(8)」を「(9)」に改める。

（一般競争入札方式の拡大についての一部改正）

第2 「一般競争入札方式の拡大について」（平成17年10月7日付け国地契第80号）の一部を次のように改正する。

記3中⑫を⑬とし、⑪の次に次のように加える。

⑫ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

記7(1)①中「3(1)④」を「3④」に改め、記7(1)②中「3(1)⑤」を「3⑤」に改め、記7(1)③中「3(1)⑦」を「3⑦」に改める。

記9(1)中「3(1)②」を「3②」に、「3(1)①及び③から⑫まで」を「3①及び③から⑬まで」に改め、記9(3)中「3(1)⑥」を「3⑥」に改める。

記15中「3(1)」を「3」に改める。

別添1の2. 中(11)の次に次のように加える。

(12)警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

別添2の4. 中(11)の次に次のように加える。

(12)警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

別添2の7. (1)中「(11)」を「(12)」に改める。

附 則

この通知は、平成18年6月1日以降に公告する一般競争入札から適用する。

改 正 案	現 行
<p>3 競争参加資格</p> <p>(1) 予決令第75条第2号の「競争に参加する者に必要な資格に関する事項」として次に掲げる事項を公告するとともに、入札説明書においても当該事項を明らかにするものとする。</p> <p>①～⑧（略）</p> <p><u>⑨ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。</u></p> <p>10 競争参加資格の確認</p> <p>(1) 地方整備局長は、申請書及び資料の提出者の競争参加資格の有無について確認を行うものとする。ただし、申請書及び資料の提出者が申請書及び資料の提出期限の日において3(1)②の認定を受けていない場合において、競争参加資格のうち3(1)①及び④から⑨までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時において3(1)②及び③に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。</p> <p>(2)～(9)（略）</p> <p>(別添1) 標準入札公告例</p> <p>2 競争参加資格</p> <p>(1)～(8)（略）</p> <p><u>(9)警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。</u></p> <p>(別添2) 標準入札説明書例</p> <p>4. 競争参加資格</p> <p>(1)～(8)（略）</p> <p><u>(9) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。</u></p> <p>7. 競争参加資格の確認等</p>	<p>3 競争参加資格</p> <p>(1) 予決令第75条第2号の「競争に参加する者に必要な資格に関する事項」として次に掲げる事項を公告するとともに、入札説明書においても当該事項を明らかにするものとする。</p> <p>①～⑧（略）</p> <p>10 競争参加資格の確認</p> <p>(1) 地方整備局長は、申請書及び資料の提出者の競争参加資格の有無について確認を行うものとする。ただし、申請書及び資料の提出者が申請書及び資料の提出期限の日において3(1)②の認定を受けていない場合において、競争参加資格のうち3(1)①及び④から⑧までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時において3(1)②及び③に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。</p> <p>(2)～(9)（略）</p> <p>(別添1) 標準入札公告例</p> <p>2 競争参加資格</p> <p>(1)～(8)（略）</p> <p>(別添2) 標準入札説明書例</p> <p>4. 競争参加資格</p> <p>(1)～(8)（略）</p> <p>7. 競争参加資格の確認等</p>

(1) 本競争の参加希望者は、4. に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）を提出し、支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

4. (2)の認定を受けていない者も次に従い申請書及び資料を提出することができる。この場合において、4. (1)及び(4)から(9)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時において4. (2)及び(3)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時において4. (2)及び(3)に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

(1) 本競争の参加希望者は、4. に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）を提出し、支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

4. (2)の認定を受けていない者も次に従い申請書及び資料を提出することができる。この場合において、4. (1)及び(4)から(8)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時において4. (2)及び(3)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時において4. (2)及び(3)に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

新	旧
<p style="text-align: center;">記</p> <p>3 競争参加資格 (中略)</p> <p><u>⑫ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。</u></p> <p><u>⑬ その他地方整備局長が必要と認める事項</u></p> <p>7 資料の内容</p> <p>(1) 資料の内容は、①から③までとするものとし、資料の内容を入札説明書において明らかにするものとする。 なお、①の同種の工事の施工実績及び②の配置予定の技術者の同種の工事の経験については、工事が完成し、引渡しが済んでいるものに限り記載することができるものとし、②の配置予定の技術者については、複数の候補技術者を記載することができるものとし、その旨を入札説明書において明らかにするものとする。</p> <p>① 施工実績 <u>3④</u>に掲げる資格があることを判断できる同種の工事の施工実績</p> <p>② 配置予定の技術者 <u>3⑤</u>に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格、同種の工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等</p> <p>③ 施工計画 <u>3⑦</u>に掲げる資格があることを判断できる工程管理、品質管理等の技術的事項に対する所見</p> <p>(2) (略)</p> <p>9 競争参加資格の確認</p> <p>(1) 地方整備局長等は、申請書及び資料の提出者の競争参加資格の有無について確認を行うものとする。ただし、申請書及び資料の提出者が申請書及び資料の提出期限の日において<u>3②</u>の認定を受けていない場合において、競争参加資格のうち<u>3①</u>及び<u>③</u>から<u>⑬</u>までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時に<u>3②</u>に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。</p> <p>(2) (1)の確認は、入札・契約手続運営委員会の議を経て行うものとする。</p> <p>(3) (1)の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとする。ただし、<u>3⑥</u>の指名停止については、申請書及び資料の提出期限の日から</p>	<p style="text-align: center;">記</p> <p>3 競争参加資格 (中略)</p> <p><u>⑫</u> その他地方整備局長が必要と認める事項</p> <p>7 資料の内容</p> <p>(1) 資料の内容は、①から③までとするものとし、資料の内容を入札説明書において明らかにするものとする。 なお、①の同種の工事の施工実績及び②の配置予定の技術者の同種の工事の経験については、工事が完成し、引渡しが済んでいるものに限り記載することができるものとし、②の配置予定の技術者については、複数の候補技術者を記載することができるものとし、その旨を入札説明書において明らかにするものとする。</p> <p>① 施工実績 <u>3(1)④</u>に掲げる資格があることを判断できる同種の工事の施工実績</p> <p>② 配置予定の技術者 <u>3(1)⑤</u>に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格、同種の工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等</p> <p>③ 施工計画 <u>3(1)⑦</u>に掲げる資格があることを判断できる工程管理、品質管理等の技術的事項に対する所見</p> <p>(2) (略)</p> <p>9 競争参加資格の確認</p> <p>(1) 地方整備局長等は、申請書及び資料の提出者の競争参加資格の有無について確認を行うものとする。ただし、申請書及び資料の提出者が申請書及び資料の提出期限の日において<u>3(1)②</u>の認定を受けていない場合において、競争参加資格のうち<u>3(1)①</u>及び<u>③</u>から<u>⑬</u>までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時に<u>3(1)②</u>に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。</p> <p>(2) (1)の確認は、入札・契約手続運営委員会の議を経て行うものとする。</p> <p>(3) (1)の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとする。ただし、<u>3(1)⑥</u>の指名停止については、申請書及び資料の提出期限の日から</p>

競争参加資格の確認を行う日までのすべての期間について確認するものとする。

1 5 入札の無効

公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨を公告及び入札説明書において明らかにするとともに、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す旨及び地方整備局長等により競争参加資格のあることを確認された者であっても、開札の時に3に掲げる資格のないものは競争参加資格のない者に該当する旨を入札説明書において明らかにするものとする。

(別添1) 標準入札公告例 (本官契約の例)

2. 競争参加資格

(12) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(別添2) 標準入札説明書例 (本官契約の例)

4. 競争参加資格

(12) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

7. 競争参加資格の確認等

(1) 本競争の参加希望者は、4. に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書及び資料を提出し、支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

4. (2)の認定を受けていない者も次に掲げるところに従い申請書及び資料を提出することができる。この場合において、4 (1)及び(3)から(12)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時に4 (2)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時に4 (2)に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

①～③ (略)

(2)～(6) (略)

競争参加資格の確認を行う日までのすべての期間について確認するものとする。

1 5 入札の無効

公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨を公告及び入札説明書において明らかにするとともに、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す旨及び地方整備局長等により競争参加資格のあることを確認された者であっても、開札の時に3 (1)に掲げる資格のないものは競争参加資格のない者に該当する旨を入札説明書において明らかにするものとする。

(別添1) 標準入札公告例 (本官契約の例)

2. 競争参加資格

(別添2) 標準入札説明書例 (本官契約の例)

4. 競争参加資格

7. 競争参加資格の確認等

(1) 本競争の参加希望者は、4. に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書及び資料を提出し、支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

4. (2)の認定を受けていない者も次に掲げるところに従い申請書及び資料を提出することができる。この場合において、4 (1)及び(3)から(11)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時に4 (2)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時に4 (2)に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

①～③ (略)

(2)～(6) (略)